

# 宇治静山荘2012年水害問題

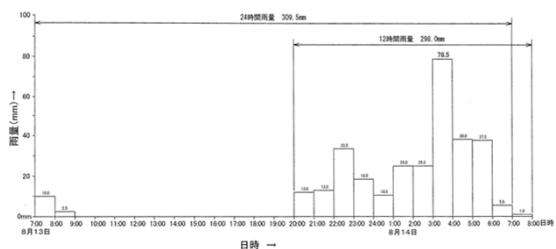
国土研 中川 学

## 静山荘水害とは？

- 普通河川山王谷川スクリーン埋塞による洪水氾濫
- 宇治市管理の塔の島第一排水機場からの浸水  
(スクリーン埋塞により、ポンプ能力 $0.34\text{m}^3/\text{s}$ のうち  
 $0.12\text{m}^3/\text{s}$ しか機能せず)

⇒ 浸水被害を蒙った静山荘が  
宇治市に損害賠償を求め提訴

## 2012年8月13日から14日未明にかけての降雨



## 浸水状況



① 静山荘周辺浸水状況 (撮影日時 平成24年8月14日 午前3時55分 撮影者 大川氏提供) ② 府道大津南郷宇治線浸水状況 (撮影日時 平成24年8月14日 午前3時55分 撮影者 大川氏提供)

## 浸水状況



静山荘の床上浸水高さ(約30cm)

## 山王谷川流域と位置関係

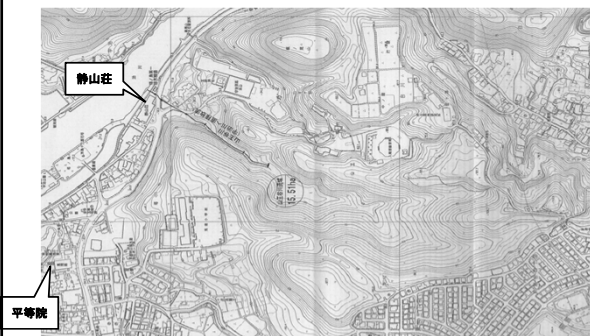


図-1 山王谷川流域

**塔の島第一排水機場と位置関係**

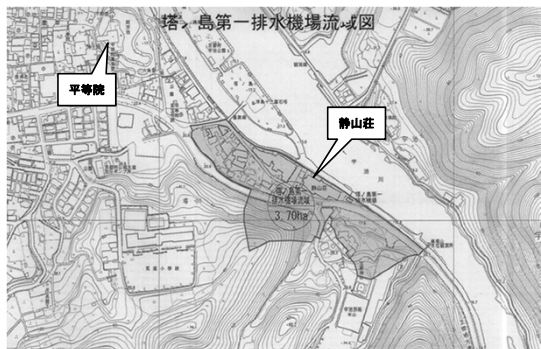
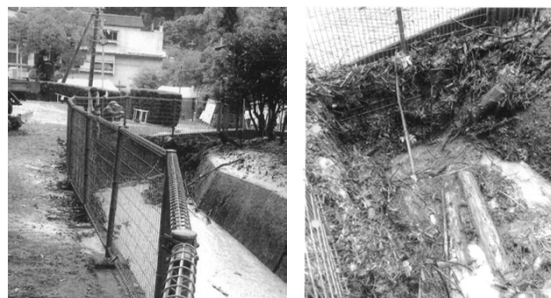


図-2 塔の島第一排水機場流域

**山王谷川のスクリーンに詰まった塵芥等**



山王谷スクリーンの目詰まり(甲27号証より)

**塵芥の詰まった網目の細かい(約10cmメッシュ)山王谷川のスクリーン**



A 山王谷川スクリーン (撮影日時 平成25年6月20日 午後3時15分 撮影者 宇治市職員)

水害前の山王谷スクリーン (乙11号証より)

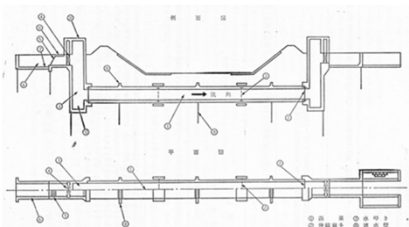
**水害後に設置された山王谷川のスクリーン**



水害後の山王谷スクリーン

上流側に増設されたスクリーン

**スクリーンの間隔は20cmを標準**



一般的な伏せ越し図(建設省河川砂防技術基準(案)設計編[1]より)

「建設省河川砂防技術基準(案)設計編[1]において、  
「伏せ越しのスクリーンの部材間隔は20cm程度を標準とする」と記載

**塔の島第一排水機場のスクリーン**



目詰まりしたポンプ場のスクリーン

平常時のポンプ場スクリーン

**杜撰な塔の島第一排水機場のスクリーン管理**

**出水期前と出水期後の年2回しかスクリーン点検をしていない  
(甲5号証、甲7号証)**

BUT

建設省監修「排水機場設備点検・整備指針(案)・同解説」  
(財団法人 国土開発技術センター)第10条において、  
「月点検」として、「出水期には、出水に備え、  
設備の信頼性確保、機能維持を目的として、  
機器の整備状況、作動確認、偶発的な損傷の発見に主眼をおき、  
原則として出水期間中月1回実施するものとする。」とされている

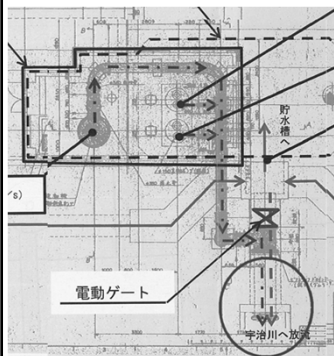
**塔の島第一排水機場のポンプ運転記録なし  
(第13回弁論準備手続調書)**

BUT

ポンプの運転のためには、労力を提供する人件費や稼働させるための電力代など、  
多くの費用を要するものである。つまり、多くの市民から預かった税金を原資とする  
公費が費やされるのであるから、市民から、「ポンプの運転が適正であったかどうか」といった追及や、  
監査請求がなされた場合には、宇治市当局にはそれらに応える義務があるが、運転記録がなければ、  
それらに応えることは不可能であり、市民に対する責務を果たせないのが明らか

「揚排水機場設備点検・整備指針(案)」(平成20年6月)では、その第6条において、  
「揚排水機場設備の維持管理を的確に実施するため、設備台帳を整備するとともに  
点検・整備、故障、運転等の結果を確実に記録、整理しておくものとする。」と  
されており、この規定にも反する

**塔の島第一排水機場操作要領に反するゲート管理**



操作要領では、天ヶ瀬ダムからの  
放流量が400m<sup>3</sup>/sに達していない時は、  
「常時電動バルブは全開しておく  
(通常は自然流下のため)」との規定に  
反して、電動バルブを全開していた

**自然排水口とポンプ排水口が別になったポンプ場**

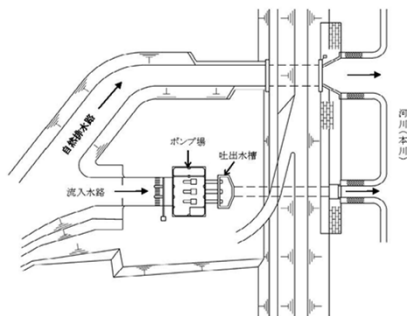


図 1.2 排水機場平面図(例)

**排水口が2つある塔の島第二排水機場**



写真-8 塔の島第二排水機場の自然排水口とポンプ排水口

**土砂災害警戒区域(土石流)**

